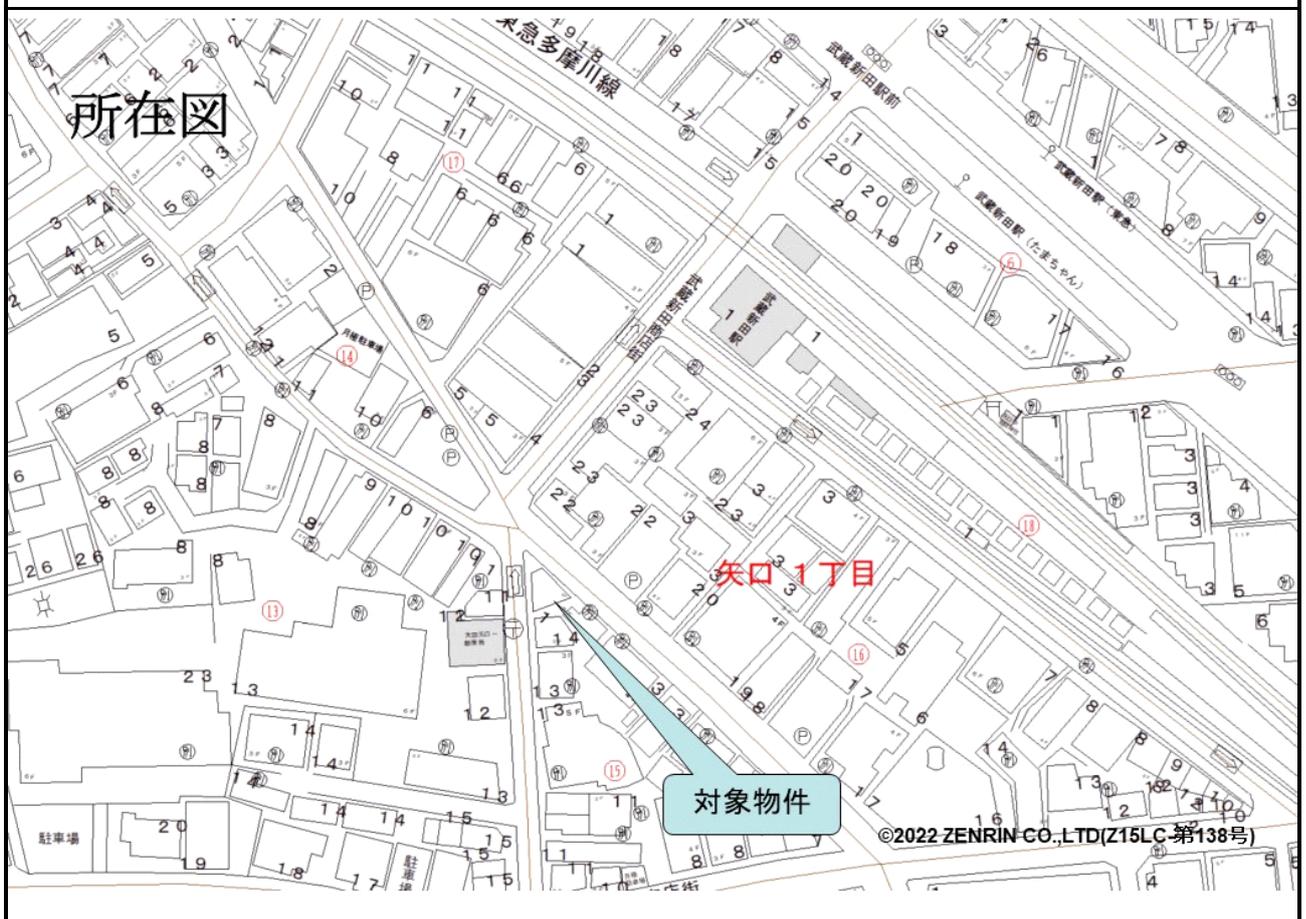


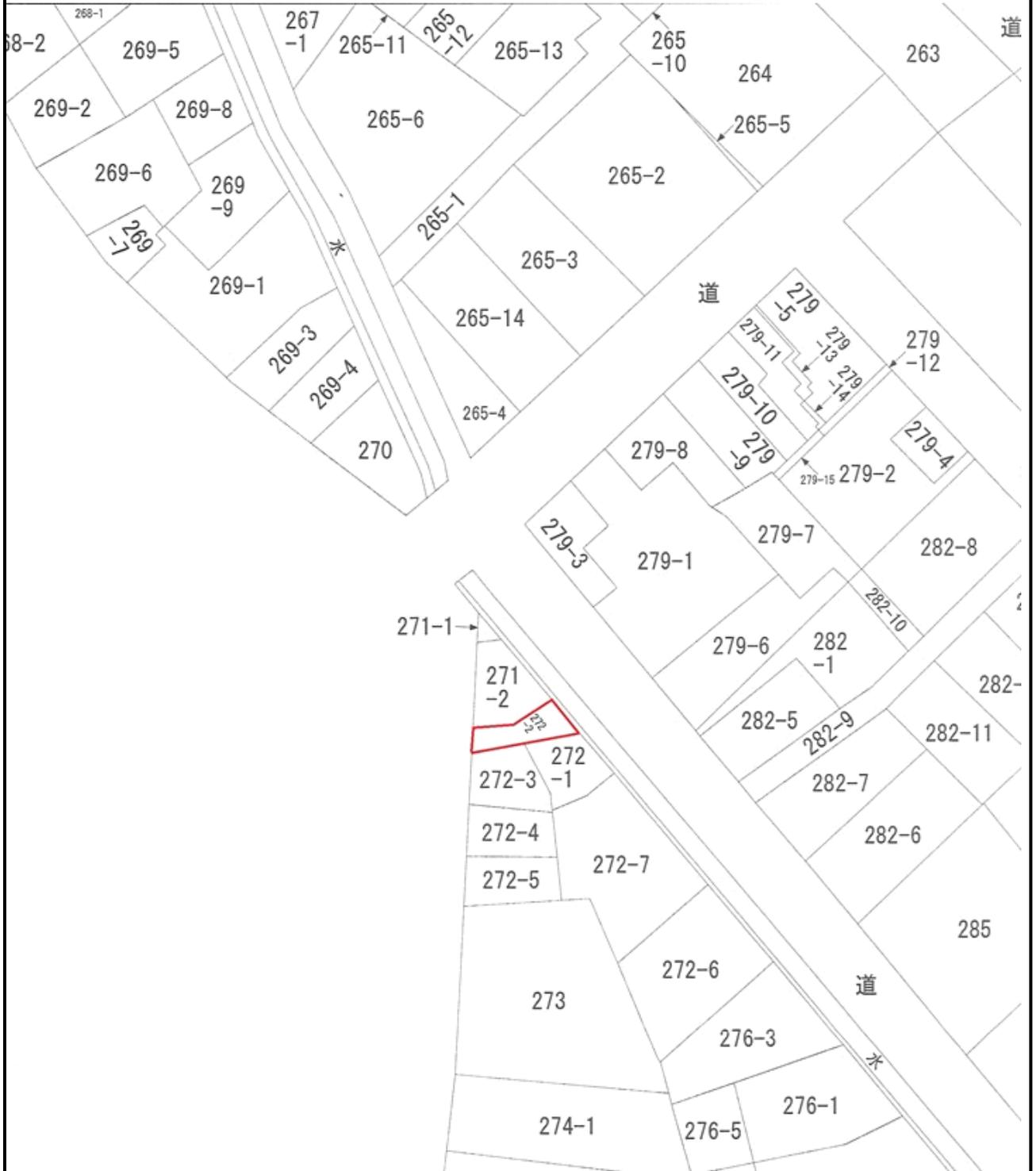
売却区分番号	3596-1		
見積価額	¥4,300,000	公売保証金	¥500,000
財産の表示	1 所在 東京都大田区矢口一丁目 地番 272番2 地目 宅地 地積 22.96 m ² <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	近隣商業地域 準防火地域 第3種高度地区 日影規制（5時間－3時間） 新たな防火規制区域（東京都条例） 建蔽率 80% 容積率 300%		
接道状況	北東側 幅員約8.9m舗装区道 西側 幅員約5.4m舗装区道		各々ほぼ等高接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	当局の差押え前から所有者が所有者の親族と共有の件外建物（家屋番号271番2）の敷地の一部として使用 他の共有者との貸借関係等の内容は不明		
特記事項	公売により、対象物件につき、件外建物（家屋番号271番2）のために法定地上権が成立する。		
住居表示等	東京都大田区矢口1丁目15番1号		
最寄駅等	東急電鉄 多摩川線 武蔵新田駅 徒歩約2分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

3596-1



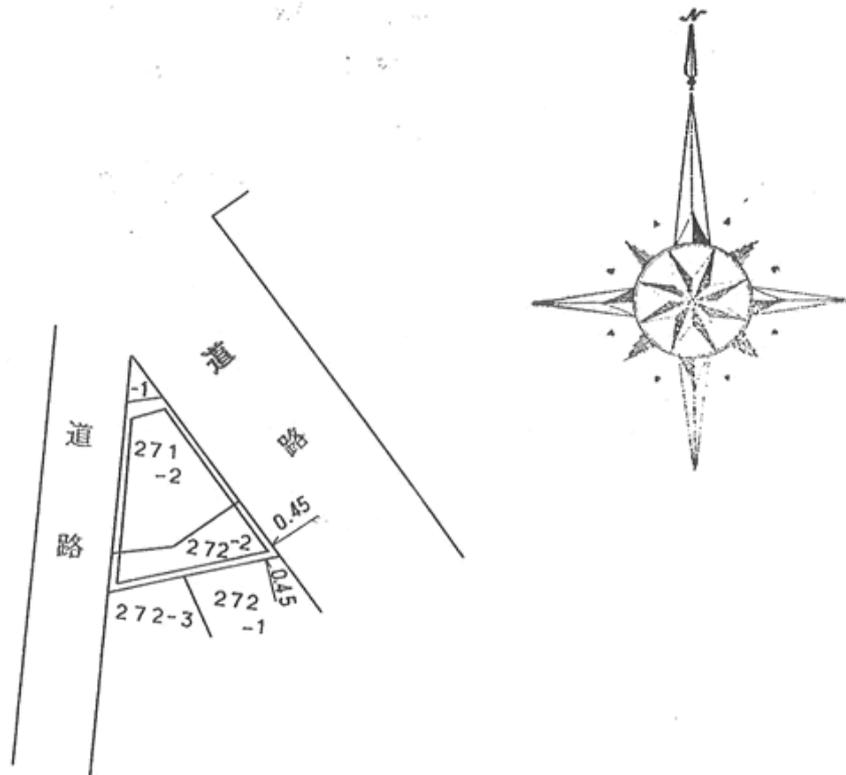
見取図



売却区分番号

3596-1

家屋番号	271-2	建 物 図 面 各 階 平 面 図
建物の所在	大田区 矢口 1丁目	271-2 272-2



※建物（家屋番号271番2）は公売財産に含まれません。